

学位論文題名

カントと自由の問題

学位論文内容の要旨

本論文は、哲学の立場から、「自由」と「行為」という概念が使用される際の規準と根拠を尋ね、カント哲学の解釈を通じて、それらがカントの言う定言命法としての「道德法則」のうちに見いだされることを示し、それによって哲学史上長らく論争の的とされてきたいわゆる「自由意志問題」や、現代の哲学的行為論に対し、解決のための新たな視点を提供することを目的とする。

第一章ではまず、「自由意志問題」は、中世初期のアウグスティヌスにおいては、全知全能の神の摂理と、悪しき行為に対する帰責との両立可能性の問題として定式化されたが、近世以降、世界の経過を一義的に決定すると想定された自然法則と自由との両立可能性の問題として再定式化されたことが確認される。しかし本来、他行為可能性とそれに基づく帰責という実践的意味を含意する自由は、このように「決定論と自由」という形で対置されることによって、たんに自然必然性との両立可能性の問題として扱われるようになる。そこでたとえば、自然経過の必然性を認めた上で、それと矛盾しないように自由や行為といった実践的概念の意味内容を変更したり、あるいは逆に自然経過の偶然性を証明することによって自由を非決定性という形で擁護するといった方策がとられる。だが本論文の著者の指摘によると、これらの解決策では、行為の生起と自然の出来事の生起との同種性が自明の前提とされており、このようにいわば自然化された行為概念においては、帰責の根拠としての自由の可能性を適切に説明することはもはや不可能なのである。

第二章「行為の問題」では、引き続いて現代の英米哲学における行為論が取り上げられ、理由(意図)を述べて行為を説明することは、行為を「手段-目的」という目的論的な説明パターンのうちに置くことであるとする行為の志向説と、理由とは行為の原因であり、理由を述べることは行為を「原因-結果」という因果的な説明パターンのうちに置くことであるとする行為の因果説との対立が検討される。行為の因果説は、結局のところ行為の生起を出来事の生起と重ね合わせる形で理解しており、そこではやはり自由の存立する余地は失われることになる。他方、行為の志向説が、意図は決して原因ではなく、ある行為の意図を述べることはその行為をなんらかの手段-目的連関のうちで再記述することであると主張するにしても、意図それ自体がいかんして生ずるかが示されたわけではなく、また行為(基礎行為)がなぜ自然原因による出来事に還元できないかが示されたわ

けでもない。このような検討を経て本論文の著者は、両者の異なりを明らかにするためには、なによりもまず、行為における自由の原因性と、出来事における自然の原因性とを区別する徴表はなにかが問われなければならないことを指摘する。

ところでこの二つの原因性を明確に区別したのがカントであった。第三章では、カントの『純粋理性批判』のなかの「原則の分析論」における「経験の第二類推」が検討されている。それによると、「あらゆる変化は原因と結果の結合の法則に従って生起する」という第二類推の原則は、自然界における出来事の経験に先立って、出来事の経験そのものを可能にするアプリアリな命題であり、行為も出来事と見なされる限りはこの原則に従わなければならない。しかし他方、行為に対する帰責が可能になるためには、出来事の系列を時間の条件にかかわりなく自ら始めることができる「絶対的自発性」としての「超越論的自由」という理念が不可欠であって、こうして自由という概念の思考可能性が保証される。カントは『純粋理性批判』のなかの「弁証論」で、この自然必然性と自由の対立を第三アンチノミーとして提示したが、ここで近世以降の決定論と自由の両立可能性の問題は、理論的にもっとも尖鋭化した形をとるのであって、そのことを示したのが第四章「カントの弁証論」である。

このように『純粋理性批判』では、自由の思考可能性が確保されるが、しかしこの概念を使用してある事態を行為として把握するための権限までが与えられたわけではない。そこで第五章「自由の問題圏域」では、改めて、自由であるか否かが問われうる行為とはなにかが問われ、それは現象として現れる身体的動作としての振舞いではなく、道徳の領域において、格率に即して把握された限りでの行為であることが明らかにされる。このことに基づき、超越論的自由の概念を使用する権限の問題は、このような行為の本質的要素である「意志の自由」という概念を使用する権限の問題に移行する（これは同時に、カントにおける理論哲学から実践哲学への移行に対応する）、ということが指摘される。

そこで第六章「カントの意志論」では、カントの『道徳形而上学の基礎づけ』を中心にして、カントの言う「意志の自律」および「純粋意志」が考察される。意志の自律とは、意志が意志にとっての他者である一切の傾向性の影響を受けず、理性の形式的原理に従って自らを規定することを意味し、純粋な自発性を意味する。ここで本論文の著者は、この自律という概念が、われわれが行為をまさに行行為として把握するための制約であるという重要な指摘を行っている。と言うのも、自然界でのわれわれの経験的探究が行き着くのはつねに条件づけられた意志でしかないが、にもかかわらず行為がたんに物体の運動のように他の原因によって生起させられたのではなく、行為者自らが惹き起こした事態であり帰責可能であると考えることができるのは、この絶対的な自発性としての意志の自律という制約によってだからである。ここではまた、この自律としての道徳性の本質への洞察の欠如が、近代の自由意志論および現代の哲学的行為論に共通した欠陥であることが指摘される。

ただしカントにあっても、この自律としての自由の存在は理論的には証明不可能である。そこで第七章「道徳法則と行為」では、実践理性を扱ったカントの『実践理性批判』が検討されることになる。この著作では、自律としての自由の

存在が、「理性の事実」とされる道徳法則の意識によって証明されるというカントの考えが示されている。本論文の著者は、カントのこの考えの解釈を通じて、道徳法則が超感性的自然に属する行為概念のアプリオリな制約であり、道徳法則の本質としての自律の自由が行為経験の構成的原理と見なされなければならないことを明らかにしている。つまりわれわれは、定言命法が命ずる無条件的な要求の下にあることを承認するという道徳的立場を採ることによってのみ、「自由」の概念を使用し、自然の出来事から本質的に区別された「行為」について語る権限が与えられる。と言うのも、行為とは、それ以上原因の系列を遡ることができない意志を起動力として生起したと見なされる事態だからである。またわれわれがつねにすでに人間の帰責可能な行為について語っている以上、第二類推で示された自然の因果法則がわれわれの出来事経験を可能にする超越論的原則であるように、道徳法則は実はわれわれの行為経験を可能にする超越論的な原則である。こうして本論文は、道徳法則を承認する限りにおいてのみ「自由」という概念を、しかも道徳法則が命ずる「行為の道徳的可能性」という意味での自由という概念を使用する権限がわれわれに与えられるのだという結論に至るのである。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 宇都宮 芳 明

副 査 教 授 三 谷 鉄 夫

副 査 教 授 伊 東 倫 厚

副 査 助教授 山 田 友 幸

学 位 論 文 題 名

カントと自由の問題

本論文は、平成五年度文部省科学研究費補助金「研究成果公開促進費」の配分を受け、昨年十二月、北海道大学図書刊行会から出版されたA5判363頁の大冊である。この論文の趣旨は、哲学の立場から、「自由」と「行為」という概念が使用される際の規準と根拠を訊ね、カント哲学の解釈を通じて、それらがカントの言う定言命法としての「道徳法則」のうちに見いだされることを示し、それによって哲学史上長らく論争の的とされてきたいわゆる「自由意志問題」や、現代英米系の哲学的行為論に対し、問題解決のための新たな視点を提供することにある。

本論文は七つの章からなるが、第一章では哲学における「自由意志問題」の歴史が辿られ、それが中世初期のアウグスティヌスを端緒とし、近世に入って自然法則による決定論と自由との両立可能性の問題として定式化されることが示され、その可能性を巡る主要な論議が検討されている。この検討に基づき本論文の著者は、これらの論議では行為の生起と自然の出来事の生起との同種性が自明の前提とされているため、その限りではもはや行為の帰責の根拠としての自由の可能性を適切に説明することができないことを指摘する。第二章では引き続いて現代英米系の哲学的行為論に見られる行為の因果説と行為の志向説との対立が検討され、前者においては「自由」概念の存立する余地が失われること、また後者においては行為の意図が出来事の原因から区別されるにしても、その意図それ自体がいかんして生ずるかは示されていず、したがって行為が出来事に還元できない理由が明確ではないことが指摘される。

そこで問題は、行為における自由の原因性と、出来事における自然の原因性とを明確に区別することであるが、本論文では、これを十分に成し遂げたのがカントであるという視点から、カント哲学の内容にかんする精査が行われる。まず第三章では、『純粹理性批判』の「原理論」における「第二類推の原則」について、それが自然界における出来事の経験そのものを可能にするアプリアリな条件であることが示される。次いで第四章では、同じく『純粹理性批判』のなかの「弁証論」における「第三アンチノミー」が吟味され、そこで出来事の系列を自ら始めることができ

る「絶対的自発性」としての「超越論的自由」の思考可能性が確保されることが指摘される。こうしてカントにおいて自由と自然必然性との思考上の両立可能性が保証されるが、しかし『純粹理性批判』では「自由」概念を使用してある事態を行為として把握するための権限までが認められたわけではない。そこで第五章では、改めて、自由か否かが問われうる行為とはなにかが問われ、それは現象として現れる身体的動作としての振舞いではなく、道德の領域において、格率に即して把握される限りでの行為であることが示され、それに基づいて、超越論的自由の概念を使用する権限の問題は、このような行為の本質的要素である「意志の自由」という概念を使用する権限の問題に移行することが指摘される。第六章「カントの意志論」では、『道德形而上学の基礎づけ』における「意志の自律」が検討され、この自律という概念がわれわれの行為をまさに行為として把握するための制約であることが示される。第七章「道德法則と行為」では、さらに『実践理性批判』の全体が検討の対象となり、自律としての自由の存在が「理性の事実」としての道德法則の意識によって証明されるというカントの考えの解釈を通じて、道德法則こそが超感性的自然に属する行為概念のアプリオリな制約であることが示される。こうして、道德法則の存在を承認する限りにおいてのみ「行為の道德的可能性」としての「自由」の概念を使用する権限がわれわれに与えられるという本論文の結論が導出されるのである。

このように「自由」の概念は、もともとカントの理論哲学と実践哲学の双方にまたがる重要な概念であるが、意外なことに日本では、矢島羊吉『増補・カントの自由の概念』（一九七四年・福村出版）以後、雑誌や紀要に掲載の論文を除き、これまでカントの自由の問題を組織的包括的に扱った研究書は見当たらない。本論文はその後の内外における研究成果を摂取し、この問題を全般にわたって精査した創見に富む大作であり、それだけでも日本におけるカント研究の発展に寄与するところ大であるが、さらにこの論文は、カント哲学の歴史的文献的研究にとどまらず、現代の哲学的行為論をも視野に収めた独自の視点からカント哲学を解説し、カントの言う「自由」や「道德法則」が「行為」概念の使用を可能にする条件であることを示すことによって、現代の哲学的行為論の問題群にアプローチするための新たな視点を提示した点に大きな功績が認められる。論文全体の構成はきわめて緊密で、論述も論理的に一貫しており、カントの著作の読みも精確であり、内外の文献に対する対処の仕方も適切である。

以上により、審査員一同は、別に施行した論文内容にかんする試問の結果とあわせ、本論文の提出者新田孝彦は、その請求する博士（文学）の学位を受けるのに十分な資格があるものと認定した。